

生徒規則（校則）

第1章 生徒心得

第1条 本校生として心がけるべきこと。

- (1) 国旗・国歌を大切にしよう。
- (2) 県旗及び在住の市や町の旗・憲章を大切にしよう。
- (3) 校旗・校歌・校章を大切にしよう。
- (4) 人権を尊重し、安心・安全な学校づくりに努めよう。
- (5) 挨拶の励行と丁寧な言葉遣いを心がけよう。
- (6) 時間を厳守しよう。

第2条 本校生としての義務を果たす。

- (1) 学業に専念する。
- (2) 校則を守る。
- (3) 指導に従う。

第3条 学校生活に品位をもつ。

- (1) 歩きながら飲食をしない。
- (2) ガムや菓子類は校舎内はもちろん、登下校時も口にしない。
- (3) 廊下や階段に座り込んだりしない。
- (4) 防寒着は昇降口で着脱する。
- (5) 体育館・武道場・情報化実習室等でスリッパを脱ぐときはそろえる。
- (6) 教室や部室の整理整頓を心掛ける。

第4条 学校行事・生徒会活動・部活動に積極的に参加する。

第5条 交通安全に心がけ、交通マナーアップにつとめる。

- (1) 自転車通学希望者は交通規則とマナーを守ることを制約し許可願を提出する。許可は、ステッカーの配布をもってこれに替える。ステッカーは自転車の後部に貼付する。ステッカーは3年間使用する。
- (2) バイク等運転免許の取得については、「運転免許取得及びバイク通学の規定」（下記）に則り、該当生徒の申し出により、生徒指導課で審議する。

運転免許取得及びバイク通学に関する規定

(1) 運転免許に関する規定

第1条 本校で取得できる二輪車の免許は、原動機付き自転車（以下原付）に限る。（自動二輪〈小型〉以上の免許取得は許可しない。）但し、バイク通学を許可された者のみとする。

第2条 原付の免許取得希望者は「運転免許取得許可願」を、事前に担任を通して交通係に提出し、許可を受けること。但し、1年生の免許取得は原付講習終了後、3学期春季休業中より認める。

第3条 免許取得をする期日は長期休業中（春季、夏季、冬季）に限る。但し、代休の日はその限りではない。

第4条 普通車運転免許証取得は、3年生の3学期（1月4日～）から許可する。但し、就職内定者に限る。

第5条 普通車運転免許取得希望者は、「運転免許取得許可願」を事前に担任を通して交通係に提出し、許可を受ける。

第6条 原付及び普通車運転免許証を取得した際は、担任を通して運転免許取得報告書に運転免許証の写し

を添付し、交通係に提出する。

第7条 無届け免許証取得者は、指導の上、運転免許証は保護者預かり（卒業時まで）とする。

(2) バイク通学に関する規定

第8条 バイク通学を希望する生徒は「バイク通学許可願」を担任を通して交通係に提出し、許可を受け、「バイク通学許可説明会」に保護者等同伴で出席し、それ以降バイク通学を認める。許可は、ステッカーの配布をもってこれに替える。

第9条 通学許可を受けることができる者は次の通りである。

- ①学校を基点に実測10km以上の者(但し、公共の交通機関の利用が可能なのはその限りではない。)
- ②特別な事情によりその理由が認められた者。
- ③ヘルメットはフルフェイスとする。
- ④任意保険に必ず加入する。
- ⑤改造したバイク（整備不良）は禁止する。
- ⑥二輪車安全教室、サンデースクール等の学校が指定した行事に必ず参加する。
- ⑦雨天の場合は、必ず雨合羽を着用する。
- ⑧手袋、本校指定のウィンドブレーカーを着用する。

第10条 バイクは通学のみ使用とする。

通学用バイクは原付バイク（50cc）とし、学校指定の通学許可証（ステッカー）を指定された場所（バイク及びヘルメットの後部）に貼り付ける。

また、校内においては、交通事故防止及び安全確保の観点から校門で必ずエンジンを切り、駐輪場まで押して移動させる。

生徒規約及びこれに違反する行為があった場合は、一定の期間の通学許可を取り消す場合がある。

第11条 バイク通学者は、運転する際に、常に精神的・時間的余裕を持ち、ブレーキやライト等が正常に作動するように整備点検を行う。

第12条 交通法規を遵守し、交通事故防止に努めなければならない。交通事故、交通違反をした場合は、速やかに担任に申し出る。報告を怠った場合は、一定期間の通学許可を取り消す場合がある。

その際、担任は生徒指導課に報告する。（暴走運転、2人乗り、ノーヘルメット、半キャップ等の禁止）

第13条 バイクの貸し借りは禁止する。

第14条 通学許可の有効期限は年度内とし、継続する場合は再度申請を行うが、ステッカーの年次更新はしない。

第15条 (1) バイク通学者の上着については、年間を通して（夏の制服時も含む）本校指定のウィンドブレーカーを必ず着用する。

(2) バイク通学者のズボンについては、雨具もしくは、黒・紺・白のウィンドブレーカータイプのものとする。又その着用は転倒時のけが防止の為年間を通じて着用することが望ましい。尚、女子は必ずスカートの上から着用する。

(3) 運転免許証の紛失について

運転免許証を紛失した際には、速やかにその旨を担任を通して生徒指導課に届ける。また、運転免許証を紛失して再交付を行う際は、生徒指導課の許可を得て運転免許試験場へ行く。

第2章 風 紀

第6条 健全な成長を妨げる行為を禁止する。

- (1) 無断外泊をしない。夜間外出は原則禁止する。
- (2) 不健全と思われる娯楽施設への出入りはしない。
- (3) 暴走行為への参加、見物はしない。
- (4) コンサート、テレビ、ラジオ等に出演・出場する場合は、許可を受ける。
- (5) アルバイトは原則禁止する。
- (6) 登山、キャンプ、生徒だけの旅行は許可を受ける。
- (7) 公共の交通機関を利用するときは、マナーを守る。
- (8) 飲酒・喫煙・万引・暴力行為などの違法行為は絶対に行わない。
- (9) 事故（補導）や事件の被害者、加害者になったときには、速やかに担任または学校に届ける。

第7条 学校生活をより円滑にするために次のことを行う。

- (1) 遅刻・欠席届は遅刻・欠席フォームに入力、早退は養護教諭または担任の許可を受ける。
- (2) 所持品の紛失・盗難または遺失物の拾得のときは、担任または生徒指導課に届ける。
(別紙紛失届用紙)
- (3) クラス・部活動の親睦会・送別会は担任または顧問の同席で学校施設を利用して行う。
- (4) 学校生活に不必要なものは持参しない。
- (5) 公的なポスター・案内状等は生徒指導課の許可を受ける。
- (6) 物品や入場券等の販売は一切行わない。

第8条 校内において、政治活動・宗教活動は行わない。

第3章 服装・頭髪規定

第9条 常に端正な制服着用とし、品位を保つこと。端正な制服の着用は以下の通りである。

- (1) 登下校の際は制服を着用し、学校指定のバッグを使用する。ただし、バッグの使用については正課授業がない場合はこの限りではない。
- (2) 男子制服の下は白のカッターシャツか夏服の着用が望ましい。男子は、白のカッターシャツでの登下校及び校内活動を許可する。
- (3) 女子のスカート丈は膝がかくれるようにする。ウエスト部分は巻き上げない。
- (4) 女子はリボンを着用し、指定のベスト、セーターを季節に応じて着用してよい。
- (5) 違反の服は認めない。
- (6) 校章は指定（左）場所に装着する。
- (7) 男子はベルトを必ず着用する。
- (8) 靴下は白・黒・紺の無地（くるぶしより上のもの・ワンポイントまで可）とする。ただし、式典（入学式・卒業式・周年行事等）時は白の標準の長さの靴下とする。
- (9) 通学靴はローファー・スニーカー・運動靴・グラウンドシューズとする。

第10条 防寒着・防寒具の着用は以下の通りとする。

- (1) バイク通学者は学校指定のウインドブレーカーとする。
- (2) 防寒対策としてのタイツは、黒またはベージュの無地とする。
- (3) 規定以外のセーターやカーディガン、毛糸の帽子等の着用は認めない。

第11条 帽子を着用する場合は本校指定の活動帽とする。

第12条 頭髪は身ざれいで清潔な形を基本とする。

(1) パーマ、脱色・染髪等は禁止する。

(2) 男子は身ざれいな髪形とする。目や耳・襟にかからないようにする。

(3) 女子の前髪は目にかからないようにする。後ろ髪は肩にかからない長さとし、肩より長い髪は、編むか束ねる。リボンや髪飾りは禁止する。髪を束ねる場合は黒または紺、茶色のゴムを使用し、髪を留める場合はヘアピンを使用してよいが、色は黒または紺、茶色とする。

* 生まれつき髪が赤かったり、くせ毛の人は生徒指導部が確認して許可する。

第13条 眉、まつ毛は手を加えないで自然にしておく。

第4章 下校時間に関する規定

第15条 部活動関係の下校時間は下記の通りとする。

(1) 平常授業時 19時00分

(入学式、終業式、考査最終日など、昼から部活動ができる日は、17時00分)

(2) 長期休業中

平日(補習実施日) 18時00分

平日(補習不実施日) 17時00分

※公式戦、練習試合等で遅れる場合は顧問の指導を受ける。

(3) 休日(土・日・祝日)及び考査期間中

16時30分

※公式戦、練習試合等で遅れる場合は顧問の指導を受ける。

第16条 定期考査前及び期間中の部活動は下記の通りとする。

(1) 考査7日前からの活動は禁止する。

(2) 考査最終日より1週間以内に高体連・高文連主催及びそれに準じる大会が控えている部は、活動禁止期間であっても申請があれば1時間程度の活動を許可する。

第5章 表彰・懲戒規定

第17条 次の事項に該当する生徒を「伝習館賞」として表彰する。

(1) 学業、各種大会及び研究発表会、ボランティア活動において努力精進し、功績が顕著であった者。

(2) 生徒会活動において、功績が顕著であった者。

(3) その他、本校生徒として表彰に値する行動を行った者。

2 次の事項に該当する生徒を「伝習館橘賞」として表彰する。

上記各分野で顕著な功績があった者のうち特筆すべき実績をあげ、功績が大なる者。

第18条 次の事項に該当する生徒を各学期終業式における表彰式で表彰する。

(1) 高体連・高文連が主催する大会において、功績が顕著であった者。

(2) 授業において出展した作品において、功績が顕著であった者。

第19条 法律に違反した生徒、校則に違反した生徒、その他懲戒に値する行動を行った生徒は懲戒を受ける。

懲戒には訓告・停学・退学の3種類があるが、退学の規定は次のとおりである。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。

- (3) 正当な理由がなくて、出席が常でない者。
- (4) 学校の秩序を乱し、生徒としての本分に背き成業の見込みがないと認められる者。

第6章 携帯情報端末（スマートフォン）に関する規定

第20条 携帯情報端末（スマートフォン）は、緊急時対応や防犯、また授業での活用のための校内持ち込みを許可する。

第21条 携帯情報端末（スマートフォン）の取り扱いについては、次の通りとする。

- (1) 学校の敷地内では電源を切り、使用は禁止する。ただし、授業中及び部活動中の使用は教員の指示に従う。
- (2) 自習室内の使用は、学習に関する場合は許可する。
- (2) 緊急時に限り、許可を得て使用を許可する。
- (3) 家庭からの緊急連絡には使用せず、学校へ電話してもらおう。
- (4) 登下校時は、必要な場合以外は使用しない。
- (5) 歩行中や自転車乗車中のスマートフォンの使用は禁止する。

第22条 規定に反した場合は、生徒指導課・学年で指導を行う。

第23条 腕時計タイプの携帯情報端末（スマートウォッチ）については、校内での着用は認めない。

第24条 校内での動画や写真の撮影は、教員の指示がない限り行ってはならない。